

平成29年第1回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

平成29年2月8日

浅川清流環境組合議会

平成29年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	3
(議案上程)	
議案第1号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第2号 浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第3号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第4号 平成29年度浅川清流環境組合一般会計予算	7
議案第5号 平成29年度浅川清流環境組合構成団体負担金について	10
(議員派遣)	
議員派遣の件	11
閉会	11

平成29年

浅川清流環境組合議会会議録

第1回定例会

日時 平成29年2月8日(水)午後2時

場所 東京自治会館

出席議員(12名)

1番	奥住匡人君	2番	谷和彦君
3番	峯岸弘行君	4番	秋山薫君
5番	木村徳君	6番	さの久美子君
7番	本橋たくみ君	8番	幸野おさむ君
9番	鈴木成夫君	10番	田頭祐子君
11番	中根三枝君	12番	小林正樹君

欠席議員(0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	大坪冬彦君	副管理者	井澤邦夫君
副管理者	西岡真一郎君	会計管理者	真島均君
事務局長	高野賢司君	総務課長	小坂彰久君
事業課長	設楽尚人君	総務課主幹	花野彰彦君
事業課事業係長	二宮達郎君		

会議に出席した事務局職員の職氏名

書記	青木哲哉君	書記	秋山大輔君
----	-------	----	-------

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌形忍

速記者 小倉純一君

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者報告

(議案上程)

- 日程第4 議案第1号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 平成29年度浅川清流環境組合一般会計予算
- 日程第8 議案第5号 平成29年度浅川清流環境組合構成団体負担金について
(議員派遣)
- 日程第9 議員派遣の件

○議長（秋山薫君） 皆さん、こんにちは。

これより、平成29年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

○議長（秋山薫君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第74条の規定により、議長において、12番小林正樹議員、1番奥住匡人議員を指名いたします。

○議長（秋山薫君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（秋山薫君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 皆様、こんにちは。管理者の日野市長の大坪冬彦でございます。

本日は、大変お忙しいところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平成29年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開催していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過につきまして、2件の報告を行います。

1、環境影響評価書の縦覧と事後評価に向けて。

東京都環境影響評価条例に基づいて作成した環境影響評価書は、11月21日から12月5日まで、関係市において縦覧及び閲覧に供され、施設建設工事前の一連の手続はほぼ終了いたしました。施設建設工事に着手する平成29年度からは、同条例に基づく環境影響評価の事後調査の手続に入ります。この事後調査では、環境影響評価書に記載された予測及び評価の各項目について、あらかじめ事後調査を実施するための計画書を作成した上で、工事施工中、工事完了後の各段階で工事前と同様の調査を行い、その結果を記載した事後調査報告書を作成して、東京都知事に提出することになります。

2、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業について。

さきの定例会において、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締結を全会一致で御承認いただきました。これに伴い、向こう20年間の運営を実施するための運營業務委託契約及び建設工事請負契約と運營業務委託契約を不可分一体とする基本契約の3つの契約を11月10日付で締結いたしました。現在、設計企業、建設企業、施工監理企業及び組合の4者で基本設計を進めており、その後、詳細設計へと進み、建設工事の着手は本年の秋ごろを予定しております。建設工事着手

前の準備として、杭設計のための地盤調査、土壌保全のための仮囲い、根川に新たにかける橋梁工事など、順次進めてまいります。施設建設予定地周辺の皆様の御理解がいただけるよう情報発信や丁寧な説明に努めるとともに、これまでと同様に、組合議会議員の皆様へも適宜、御報告させていただきます。平成32年4月の本格稼働を目指し、環境負荷の低減、エネルギーの有効活用、コストの削減を意識した施設建設に努めてまいります。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これをもって管理者の報告を終わります。

○議長（秋山薫君） これより、議案第1号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第1号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、要介護者を介護する職員の時間外勤務の免除に関する規定を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 事務局長でございます。

議案第1号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、本条例第8条に規定する育児を行う職員の時間外勤務の免除について、要介護家族を介護する職員について準用されることになりました。

このため、第8条の見出しに「又は介護」を加え、第2項に介護する職員についての準用及び読みかえを規定するものでございます。

その下、第27条では、第8条第2項で要介護者について規定するため、第27条第1項中の「要介護者」についての規定が不必要となりますので、5ページ中ほど、第27条の「配偶者」以下の規定を「要介護者」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。下から2行目、付則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第2号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第2号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するほか、所要の改正を行うものであります。

本条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第2号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等が加えられました。あわせて、その他これらに準ずる者を条例で定めることとされました。

浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の第1条による改正として、第1条中「同法」とあるのを「育児休業法」に改めます。

第2条として、児童福祉法第6条の4第2項に規定される養育里親である職員に委託されている児童についても育児休業等の対象となる子とするため、「育児休業法第2条第1項の条例で定める者は」以下を新たに加え、第2条を第2条の2に改めます。

なお、養育里親とは、養子縁組を目的とせず、要保護児童を預かって養育する里親をいい、本条例において育児休業等の対象となる子に加えるものであります。

第3条、再度の育児休業をすることができる特別の事情について、改正法において対象となる子に

特別養子縁組の監護期間中の子等が加えられたことにあわせ、場合分けの整理及び追加を行うため、第1号の記述を改め、第2号を新たに加え、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等の場合に対応する規定を加えます。

以下、第2号、第3号、第4号をそれぞれ第3号、第4号、第5号に改めるものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の第2条による改正でございます。

児童福祉法が改正され、養子縁組里親について法定化されることになりました。改正前の里親について規定した児童福祉法第6条の4は、第1項及び第2項により構成されておりましたが、全面的に構成を改め、第1号から第3号とし、第1号において養育里親を規定し、第2号において養子縁組里親を規定し、法定化されました。これにあわせ、本条例第2条中の引用条文を改めるとともに、里親であって養子縁組によって養親、養子縁組による親のことですが、養親となることを希望している者を養子縁組里親に改めるものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。下から3行目、付則、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第3号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第3号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、引用する条項の改正を行うものであります。

本条例は、平成29年5月30日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

ます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第3号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。

5ページ、旧の上から6行目、第23条第1項第6号中の「第28条」を、左側、4ページ、「第29条」に改めるものでございます。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、番号法の条文が1つ追加されることによるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。下から2行目、付則、この条例は、平成29年5月30日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第4号、平成29年度浅川清流環境組合一般会計予算の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第4号、平成29年度浅川清流環境組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

平成29年度組合の歳入歳出予算の総額は12億6,416万4,000円であります。前年度と比較して、3億6,503万1,000円、40.6%の増となっております。

主要要因といたしましては、平成29年度より、新可燃ごみ処理施設建設工事に着工することによる施設建設工事費の増額及び施設整備等の関係経費を新規に計上したことによるものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第4号、平成29年度浅川清流環境組合一般会計予算について、御

説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,416万4,000円とするものでございます。

その下、債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるとするものでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。

1行目、ごみ処理施設建設環境影響評価事後調査業務委託、期間は平成29年度から平成33年度まで、限度額は1億4,540万円でございます。この事後調査業務委託につきましては、昨年の平成28年第2回組合議会定例会で債務負担行為補正を行ったものですが、これは、契約候補者の選定をプロポーザル方式で行うための必要な契約事務手続を平成28年度中から開始する必要があったため、補正予算を組んで、予算の裏づけをいただいたものでございました。平成28年度は契約事務手続のみで、平成28年度予算としての支出はございませんので、改めてここで設定させていただくものでございます。前回の限度額は1億8,833万2,000円でしたが、今回はさらに精査いたしまして、1億4,540万円を設定しております。

2行目、土地借上料（ごみ処理施設）、期間は平成29年度から平成63年度まで、限度額は事業用定期借地権設定契約に基づき、物価変動、公租公課等の増減額を反映した額としております。この建設用地につきましては、日野市から35年間の借用を予定しております。35年間の内訳は、建設期間3年、運営期間30年、解体工事期間2年となります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるとするものでございます。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。起債の目的は、新可燃ごみ処理施設建設工事、限度額は2億6,600万円、起債の方法は、証書借入又は、証券発行の方法により起債するとしております。起債の対象となるのは、施設の建設工事のみとなります。消費税8%を含む施設建設の総額は168億1,776万円ですが、現在想定しております財源の内訳は、国庫補助金として50億5,803万5,000円、建設費全体の約30%。組合債として109億9,100万円、約65%。一般財源、組合負担額として7億6,872万5,000円、約5%を予定しております。支払方法は元利均等、年2回の支払いで、償還年数は15年、据置年数は3年。したがって、当初3年間は金利のみの支払いとなり、残り12年間で返還していく予定となっております。組合としては初めての起債となりますので、各構成団体の財政担当課ともよく相談しながら、手続に遺漏がないように進めてまいります。

大変恐れ入りますが、1ページにお戻りください。一番下でございます。一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めております。

歳入歳出予算の詳細につきましては、議案書とは別にお配りいたしました一般会計予算書及び説明書により御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、一般会計予算書及び説明書の6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、1総括でございます。本年度の歳入歳出予算額は12億6,416万4,000円、前年度の歳入歳出予算額は8億9,913万3,000円であり、前年度と比較して、3億6,503万1,000円の増額となっております。

おります。主な要因といたしましては、新可燃ごみ処理施設整備等の関係経費の増額及び新規に計上したことによるものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入の主な内容を御説明申し上げます。最上段の款1分担金及び負担金、9ページの説明欄の上段、組合構成市負担金でございます。組合運営に係る事務経費につきましては、構成団体である日野市、国分寺市、小金井市で等分の負担をしていただき、周辺環境整備負担金は国分寺市、小金井市の2市で負担していただくものでございます。

少し下のほうに行きまして、款4組合債、9ページの説明欄、新可燃ごみ処理施設建設工事について、2億6,600万円の起債を予定しております。

その下、国庫補助金、平成29年度は予定はございません。

次に、歳出の主な内容について、御説明申し上げます。恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、11ページの説明欄の上段、1議会事務経費でございます。議会事務経費として、議員報酬、旅費、事務経費等を含め、592万8,000円を計上しております。

下段の款2総務費、項1総務管理費の説明欄、1一般管理経費でございます。管理者等の報酬、職員給与、広報紙作成、配布業務委託、事務機器等の使用料、日野市周辺環境整備負担金等を含め、7億6,521万2,000円を計上しております。

恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開き願います。中ほどの款3事業費、項1ごみ処理費の説明欄、1施設建設経費の13委託料でございます。その2行目、ごみ処理施設建設環境影響評価事後調査業務委託料2,010万1,000円でございます。先ほど債務負担行為にも出てまいりました。東京都環境影響評価条例に基づいて作成した環境影響評価書は、関係市において縦覧及び閲覧に供され、施設建設工事前の一連の手続はほぼ終了いたしました。次の事務手続として、事後調査業務を実施いたします。本業務は、施設の建設工事を開始する平成29年度から施設稼働後における環境への影響が最大と見込まれる平成32年度までの期間、現地調査を行い、評価書で予測評価した内容との比較検証を平成33年度末まで実施するものでございます。

その2行下、環境定点測定業務委託料1,245万円は、地元自治会の要望を受けて、近隣自治会の3地点において、大気質、悪臭は年2回、土壌は年1回、定点観測により実施するものでございます。

その下、14使用料及び賃借料でございます。土地借上料（ごみ処理施設）4,500万円は、日野市より建設用地を借用するための借上料でございます。こちらも第2表、債務負担行為で御説明したとおりでございます。

その下、15工事請負費、新可燃ごみ処理施設建設工事を開始することによる平成29年度の施設建設工事費として予算計上しております。

以上、施設建設経費は、新規に計上した事業等を含め、4億7,302万3,000円を計上しております。

その下、款4公債費、項1公債費の説明欄、1利子の23償還金、利子及び割引料、一時借入金利子につきましては、組合債借入金のつなぎ資金として、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れをした場合の利子分として科目存置しております。

その下、款5予備費は2,000万円でございます。平成29年度より建設工事を開始するため、増額させていただいております。

16ページ以降は給与費明細書等でございます。職員給与につきましては、派遣元の給与に関する規

定の例により支給することとなっております。22ページ、23ページは債務負担行為に関する調書。その次、24、25ページは地方債に関する調書となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。
（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。
（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。
本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第5号、平成29年度浅川清流環境組合構成団体負担金の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第5号、平成29年度浅川清流環境組合構成団体負担金についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合規約第13条第2項の規定に基づき、平成29年度浅川清流環境組合構成団体の負担金の合計として9億9,816万円を負担していただくものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第5号、平成29年度浅川清流環境組合構成団体負担金について、御説明を申し上げます。

負担金の内訳といたしましては、日野市に事務経費負担金として1億3,272万円、国分寺市と小金井市のおおのにおの事務経費負担金として1億3,272万円ずつ、周辺環境整備負担金として3億円ずつの合計4億3,272万円ずつを負担していただくものでございます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。
（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。
（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第98条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については、議長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長(秋山薫君) 本日の日程は全て終わりました。

これをもって平成29年第1回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時31分閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第74条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 秋 山 薫

署名議員 小 林 正 樹

署名議員 奥 住 匡 人